

倉吉市観光誘客イベント開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市観光誘客イベント開催支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県立美術館（以下「県立美術館」という。）の開館を盛り上げるため、県立美術館と白壁土蔵群等市内観光地をつなぎ、市外・県外からの誘客イベントや夜間の賑わいをの創出につながるする誘客イベント（以下「観光誘客イベント」という。）の開催を支援することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助金対象事業」という。）は観光誘客及び市内消費を喚起する要素を含むものであって、イベントを造成する事業であり、別表の第3欄に掲げる人数の集客が見込まれる、次に掲げる観光誘客イベントを造成する事業とする。

- (1) 県立美術館と他エリア白壁土蔵群等市内観光地をつなぎ誘客イベント
- (2) 夜間における誘客イベント
- (3) 前各2号を一体として実施する誘客イベント

2 観光誘客及び市内消費を喚起する要素を含み、別表に掲げる集客が見込まれる事業であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は主催する事業を営む法人、個人事業主又は個人とする。次の条件をすべて満たすイベントの主催者とする。

- (1) 事業を営む法人、個人又は個人事業主
- (2) 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体でないこと ただし、県又は市町村が中心的な構成員として加入しているものを除く。

(補助金の交付)

第5条 市は、第2条の目的を達成するため、次の条件をすべて満たすに揚げるいずれにも該当する補助対象事業を行う補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的としたものではないこと。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になる行為をしていないものであること。

2 補助金の交付の対象となる経費は、報償費、消耗品費、印刷製本費、会場借上、機材借上料及び、料、その他の観光誘客イベントの開催造成にあたり当たって必要と認められる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表の第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、補助対象経費の額に相当する額に別表第2欄に掲げる率を乗じて得た額（1,000円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、別表にの第4欄に掲げる額を限度とする。

(補助金等の交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、様式第1号によるり、申請者には、それに次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までにこれを行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号及び様式第3号とする。

3 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、イベントの補助対象事業の概要がわかる書類等とする。

(交付決定の時期等)

第8条 市長は、交付前条の申請をが受けたあつたときは、別に定める審査委員会においてその内容について審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果を踏まえ、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

3 前条の決定は、交付決定したときは、交付申請をした者に対し、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

3 4 市長は、交付申請を受けた場合において、補助金等をの不交付することができないとを決定したときは認めたときは、交付申請をした者に対し、補助金等を交付しない旨及びその理由を通知するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の市長が別に定める変更は、次に定める変更以外の変更とする。

(1) 補助金の増額又は3割以上の減額を伴う変更

(2) 補助事業の内容の変更であつて重要な部分に関する変更

2 規則第12条第3項に規定する申請書に添付すべき書類は、それぞれ様式第2号、様式第3号及び様式第4号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、行わなければならない。

2 規則第17条第2項に規定する報告に添付すべき書類は、様式第2号、様式第3号及び様式第5号によるものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。

別表（第6条関係）

1 補助対象事業	2 補助率	3 参加者数 (見込・延べ)	4 上限額
1 建立美術館と他エリア（白壁土蔵群、倉吉駅周辺ほか）をつなぐ誘客イベント	3分の2	300人以上	300千円
2 夜間における誘客イベント	3分の2	300人以上	300千円
3 前各項を一体として実施する誘客イベント	3分の2	300人以上 500人未満	300千円
		500人以上	500千円

年 月 日

（宛先）

倉吉市長 様

申請者 住所

氏名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

補 助 金 等 交 付 申 請 書

倉吉市観光誘客イベント事業補助金の交付を受けたいので、倉吉市補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 算定基準額（見込み）
- 3 交付申請額
- 4 添付資料
 - （1） 事業計画書
 - （2） 収支予算書（に準ずる書類）

倉吉市観光誘客イベント事業計画（報告）書

1 団体概要

事業実施主体	(団体名)
	(所在地)
	(連絡先) 電話番号 E-mail
	(構成人数) 人
	(団体の主たる活動内容・活動実績)

2 事業計画

事業名	
事業目的	
事業を計画するに至った経緯	
期待できる事業効果	
事業実施場所	
事業実施スケジュール	
具体的な内容 (事業実施体制)	
対象者	
予定参加数（人）	
周知方法	
事業効果	
その他特筆すべき事項	

様式第3号（第7条、第8条、第10条関係）

収支予算書（収支決算書）

1 収入の部

（補助金を独立した項目とし、その他全ての財源を明記すること。）

（単位：円※1）

科 目	予算（決算）額 （ア）	（予算額（イ）） ※2（イ）	増減（ウ＝ア－イ）	備考
計				

2 支出の部（計の額が1収入の部の計の額と一致すること。）

（単位：円※1）

科 目	予算（決算）額 （ア）	（予算額（イ）） ※2（イ）	増減（ウ＝ア－イ）	備考
計				

※1 収支予算書の場合は、事業の内容に応じて、千円とすることができること。

※2 収支予算書の場合は、前年度予算（決算）額等の予算額と対比すべき額又は空欄とすること。

※3 1収入の部・2支出の部のそれぞれで項（行）が不足する場合は、これを追加すること。

年 月 日

（宛先）

倉吉市長 様

申請者 住所

氏名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定（内示）のあった倉吉市観光誘客イベント事業補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、倉吉市補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

1 補助金等の名称

2 交付決定（内示）額 円

3 変更（中止・廃止）後の額 円

4 差 引 円

5 変更（中止・廃止）の時期 年 月 日

6 変更（中止・廃止）の理由

7 添付書類

（1） 変更（中止・廃止）後の事業計画書

（2） 変更（中止・廃止）後の終始予算書（に準ずる書類）

年 月 日

（宛先）

倉吉市長 様

申請者 住所

氏名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

補助事業等実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった倉吉市観光誘客イベント事業補助金の実績について、倉吉市補助金等交付規則第17条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

補助金等の名称	倉吉市観光誘客イベント事業補助金	
交付決定(ア)	算定基準額	交付決定額
	円	円
実績(イ)	円	円
差引(ウ＝ア－イ)	円	円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書（に準ずる書類）	